

佐賀県規則第13号

佐賀県精神保健福祉センター管理規則の一部を改正する規則
佐賀県精神保健福祉センター管理規則（昭和58年佐賀県規則第66号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>生理休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、<u>引き続き3日以内の特別休暇</u>（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び引き続き10日以内の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下次号から<u>第13号</u>までにおいて「法」という。）第38条の4の規定による退院等の請求の受理に関すること。</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) 法第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付、不認定の通知及び更新の認定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）<u>第23条第1号</u>に規定する医師の診断書（以下「医師の診断書」という。）が添付された申請に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(15)～(20) 略</p>	<p>(所長の専決事項)</p> <p>第5条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、<u>フェムケア休暇</u>、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、<u>介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>(10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下次号から<u>第15号</u>までにおいて「法」という。）第38条の4の規定による退院等の請求の受理に関すること。</p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>(14) 法第45条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付、不認定の通知及び更新の認定（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）<u>第23条第2項第1号</u>に規定する医師の診断書（以下「医師の診断書」という。）が添付された申請に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>(15)～(20) 略</p>

改正前	改正後
2 略	2 略

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号の改正規定（「生理休暇」を「フェムケア休暇」に改める部分を除く。）並びに同項第10号及び第14号の改正規定は、公布の日から施行する。